

むつ市事業所における感染症対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の多くが現在その免疫を獲得していないこと等から、感染症が市内にまん延し、市民生活及び市内経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、市内の事業所における感染症対策の強化を図り、もって市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市内経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 事業所 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定に基づく許可を受けた飲食店その他法令に基づく許可を受け営業する事業所等であつて、感染症対策に必要なものとして市長が別に定めるものをいう。

(基本理念)

第3条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として講ずる施策は、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、当該患者等に対して不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、人権を尊重しつつ、市、事業者、市民等の相互間の緊密な連携協力の下で、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

(市、事業者及び市民の責務)

第4条 市は、感染症から市民の生命及び健康を保護し、並びに感染症が市民生活及び市内経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、自ら感染症対策を的確かつ迅速に実施し、国及び青森県と協力して、事業者及び市民が実施する感染症対策を的確かつ迅速に支援することにより、市全体として万全の体制を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、感染症の予防に努めるとともに、市並びに国及び青森県の実施する感染症対策に協力するよう努めなければならない。
- 3 市民は、感染症の予防に努めるとともに、市及び事業者並びに国及び青森県の実施する感染症対策に協力するよう努めなければならない。

(感染症の対策を推進する事業所の認定等)

第5条 次の各号に掲げる要件の全てを満たす事業所の事業者は、申請書を市長に提出し、感染症の対策を推進する事業所として認定を受けることができる。

- (1) 市の区域内に所在する事業所であること。
- (2) 国が公表する業種ごとの感染症対策ガイドラインを遵守していること。
- (3) 事業所において感染症対策を推進する担当者を定めていること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、感染症対策に必要なものとして市長が定める事項を満たしていること。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事業所が同項各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 第1項の認定の有効期間は、当該認定を受けた日から起算して2年とする。

4 認定の更新を受けようとする事業者は、前項の有効期間の満了の日の30日前までに、市長に更新の申請をしなければならない。

5 第1項から第3項までの規定は、前項の認定の更新に準用する。

(報告の聴取等)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な範囲において、認定事業所（前条第1項の認定を受けた事業所をいう。以下同じ。）の事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、当該認定事業所に立ち入り、感染症対策の実施状況等を検査させることができる。

(改善命令)

第7条 市長は、認定事業所が第5条第1項各号の要件を満たしていないと認めるときは、当該認定事業所の事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定事業所の事業者が前条の規定による命令に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。

(感染症対策の支援)

第9条 市長は、認定事業所の事業者に対し、感染症対策に関する物資の供給、衛生指導等の支援を行うものとする。

(名称の使用等)

第10条 認定事業所の事業者は、むつ市感染症対策あんしん飲食店等という名称

(市長が別に定める名称を含む。次項において同じ。)を用いることができる。

- 2 認定事業所の事業者以外の者は、むつ市感染症対策あんしん飲食店等という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(感染症に関する情報の提供等)

第11条 市長は、認定事業所の事業者が感染症に対して必要な情報が得られるよう、感染症に関する情報を集約し、当該集約した情報について認定事業所の事業者への提供その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 認定事業所の事業者は、感染症対策に必要な範囲で、市長に対し、市が所有する感染症に関する情報の提供を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、第5条第1項各号の要件を満たすものとして市長が認める事業所については、この条例に基づく認定を受けたものとみなすことができる。この場合において、市長は、当該事業所の事業者の同意を得なければならない。

- 3 前項の場合における認定の期間は、同意の日から2年以内で市長が定める期間とする。

(検討)

- 4 市は、関係法令の改廃の状況、感染症の発生及びまん延の状況等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。